

案からの主な変更点

「給付型奨学金事業の実施内容（案）について」からの主な変更点については以下のとおり。

項目	（案）時点内容	変更後内容
対象者の要件のうち、家計に関する基準（資産基準）	申込者と生計維持者の資産額の合計が基準額 5,000 万円未満であること	資産要件を設けない。
給付金額の考え方	私立学校における文系学部と理工農系学部では、必要となる学費に差額が生じている実態があることから、私立学校の理工農系学部に通う学生には、奨学金の上乗せを行う。	A区分の区の支給上限額と、申込者の学費（授業料や施設整備費等）を比較し、差額が生じる場合には、学費の差に着目した支援として上限額を上乗せする。（上限 20 万円）
その他	—	社会的養護経験者に対しての高等教育における進学・修学に係る支援については、社会的養護自立支援拠点事業において実施することを検討していく。